

オンライン・ジャーナル『コモンズ』著作権規程

第1条（目的）

この規程は、未来の人類研究センター（以下、本センターと略する）の出版物に掲載される論文等の著作物に関する著作権の取り扱いについて定めることを目的とする。

第2条（対象）

- この規程が対象とする著作物は以下のものである。
 - 雑誌『コモンズ』に掲載された著作物
 - 本センターの出版物に掲載された著作物
- ただし、前項の規程にかかわらず、著作物に対して別に著作権が定められている場合は、この規程の対象から除外される。

第3条（著作権の譲渡）

著作者は著作権のうち以下の権利を本センター長に譲渡する。これにより以下の権利はセンター長に帰属する。

- 複製権
- 翻訳・翻案権
- 公衆送信・伝達権

第4条（センター長の許諾）

本センター長が第3条により権利をもつ著作物について、複製、翻訳・翻案、公衆送信・伝達を行おうとする者は、あらかじめセンター長の許諾を得なければならない。

第5条（著作者の権利）

第4条の規程にかかわらず、著作者自身による複製、翻訳・翻案、公衆送信・伝達については、本センター長は著作者からの申し出がなくてもこれを許諾する。

第6条（センター長交代にともなう権利譲渡）

本センター長が交代する場合、センター長が第3条により有する著作権は、無条件に新センター長に移譲される。

第7条（本規程の改廃）

本規程の改廃は本センターの承認によって行う。

付則

この規程は2024年4月1日から施行する。